

農用地区域除外の要件（第2の1の表）

要件	県の同意基準（抜粋）
<p>（法第13条第2項） 農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。</p>	<p>農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供するために農用地区域から除外するときは、整備計画達成への著しい支障がないよう次のすべての要件を満たしていなければならない。</p>
<p>（第1号） 当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であること。</p>	<p>必要とは、具体的な農地転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。 適当とは、他法令の許認可等の見込みがあり、当該用途に供するために通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと。 農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難とは、農用地区域外の土地に当該用途に供するための可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域からの除外を行う場合でないこと。</p>
<p>（第2号） 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>	<p>支障を及ぼすおそれがないとは、除外する農用地等が地域計画の区域外（目標地図において「担う者」が位置づけられておらず、かつ調整中や検討中等にもなっていない。）であることである。</p>
<p>（第3号） 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>	<p>次のすべてを満たすことを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除外する土地が可能な限り一団の農用地区域の周辺部であること。 ・除外後の農用地区域内の農用地が農作業の効率性から、必要な地形的連続性を有すること。

<p>(第4号) 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>支障を及ぼすおそれがあるとは、除外する土地について、担い手が現に利用集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を大幅に縮小することである。</p> <p>(細則) 「担い手」・・認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項）又は特定農業法人若しくは特定農業団体（同法第23条第4項）のほか、市町村が効率的かつ安定的な農業経営者と認める者とする。 「現に」・・農用地利用計画の変更の協議（事前協議を含む）がなされる時に、担い手により当該農地に作付がなされていることを示す。 「利用集積」・・1 ha以上を連担して耕作している状態を意味する。 「利用集積が確実である農地」・・例えば所有者の内諾がある農地である。 「大幅に縮小」・・担い手が耕作している農地の3割超が縮小することである。</p>
<p>(第5号) 当該変更により、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと。 農道、農業用排水施設、防風林等の土地改良施設の維持管理に支障がなく除外前と同様の機能が確保されること。</p>
<p>(第6号) 農業生産基盤整備事業のうち、国の行う事業もしくは国の直接又は間接の補助事業の対象地に該当する場合にあつては、当該土地が、政令で定める基準（＝工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過）に適合していること。</p>	<p>農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。 農業生産基盤整備事業施行地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。 なお、「工事が完了した年度」とは、工事完了の公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度である。</p>
<p>(その他) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」第11条における、当該認定事業の実施期間が満了していること。</p>	<p>「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に従って行う多面的機能発揮促進事業において、「特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域」として定めた区域内に農用地区域があるときは、当該認定事業の実施期間が満了していること。</p>
<p>「土地改良法」第92条の2における、農地中間管理権の存続期間が満了していること。</p>	<p>「土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業」（いわゆる「機構関連事業」）の施行に係る区域内に農用地区域があるときは、当該農用地についての農地中間管理権の存続期間が満了していること。</p>
<p>「農業経営基盤強化促進法」第22条の8における、地域計画の有効期間が満了していること。</p>	<p>農業経営基盤強化法第22条の4第1項に規定する事項が定められている地域計画の区域内（農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めた区域）に農用地区域があるときは、当該事項に係る地域計画の有効期間が満了していること。</p>